

国土交通大臣認定擁壁 C P 型枠擁壁の使用にかかる注意事項について

CP 型枠擁壁は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 17 条に規定する特殊な材料又は構法による擁壁で、基礎を鉄筋コンクリート造、前壁を鉄筋コンクリート組積造とする構工法です。

昨今、小規模な土地造成などの宅地造成に伴い、高低差を処理するために CP 型枠擁壁により設計する例が見受けられます。

CP 型枠擁壁は、CP 型枠ユニットを使って築造仕様書を厳守し、適切に設計施工することで認定要件を満たしますので、築造仕様書の適合条件に十分留意して、計画してください。

■認定要件を適合しない例

(設計時)

- 1 認定要件を満たさないため、個別に構造計算書等で安全性を確認している。
- 2 前壁の上部にフェンスを設置する計画としている。
- 3 上載荷重が 10kN/m^2 を超える計画となっている。(CP 型枠Ⅲ型擁壁の場合)
- 4 大臣認定表示票※を取り付ける計画となっていない。

(工事完了時)

- 5 支持地盤の地耐力が工事完了時に確認できない。
- 6 大臣認定表示票※が取り付けられていない。(表示票が取得できない。)

※大臣認定表示票を設置するためには、詳細な工事写真の提出や現場検査が必要な場合がありますので、計画段階からメーカーや工事施工者と十分な打合せを行っておいてください。

【参考図】 築造仕様書をご確認ください。

